

令和7年度 板橋区立上板橋第四小学校防災計画（震災編）

《 学校防災計画目次 》

○学校防災計画	
Ⅰ 災害予防計画	1
1 安全教育	
2 安全管理	
Ⅱ 災害応急計画	3
1 事前準備	
2 判定会召集時の対応	
3 警戒宣言が発せられた場合の措置	
4 災害発生時の態勢	
Ⅲ 応急教育計画	4
1 授業再開への対応	
2 授業再開に向けた対応の実際	
○避難所運営計画	
Ⅳ 避難所計画	5
1 避難所の構成と役割	
2 各部の業務	
3 災害発生にかかわる学校の対応（初期対応）	
4 災害発生にかかわる学校の対応〔長期対応〕	
○改訂履歴	8
○校地校舎平面図 通学区域図	9

○学校防災計画

Ⅰ 災害予防計画

災害の被害を最小限にするための事前準備を整え、さらに、地域の防災拠点として地域との連携を進める。

1 安全教育

安全学習 … 災害に適切に対処できる知識や技能の習得をめざし、保健や理科その他の関連する教科等で行われるものであり、児童の発達段階に応じた配慮が必要である。

安全指導 … 災害に対して適切に対応できる実践的な態度や能力の育成をめざし、学級活動等において、計画的・継続的に行われるものである。

2 安全管理

(1) 日常の施設設備の安全点検及び安全確保

- ア 児童の安全を確認する体制。
- イ 学校にいる児童の安全を確保する体制。
- ウ 学校にいる児童を保護者へ引き渡す体制。
- エ 通学路の危険個所の把握。

(2) 防災組織と役割分担

- ア 校長が不在でも機能しうる組織づくりに配慮。
- イ 平素からの体制作りと教職員一人一人の役割の確認。
- ウ 授業中・休憩中・登下校中の状況に応じた体制づくり。
- エ 防災訓練の定期的実施。
- オ 教職員の緊急時の出勤方法、経路等の確認。

(3) 安全対策

- ア 消火栓、消火器の整備及び訓練。
- イ 廊下・階段の整備。
- ウ ロッカー・本棚・靴箱・テレビ・額・時計等の倒壊防止と落下防止。
- エ ガスストーブは災害時には元栓を即座に閉める。
- オ 薬品の倒壊防止。特に発火しやすい薬品・危険薬品の管理。
- カ 携帯ラジオ、ハンドマイク、ロープ、救急医薬品、非常用器材準備・整備。

(4) 施設設備における予想される危険

〔屋 内〕

- ア 天井・照明器具 天井設備器具の剥離落下、照明器具の落下及びガラスの飛散
- イ 側壁 掲示板の落下、壁材の落下・飛散、窓ガラスの飛散
- ウ 床 陥没、崩壊
- エ 階段 崩壊、遮断
- オ 本箱・テレビ台 倒壊、落下
- カ 実験器具 落下、ガラス・熱湯、薬品類の飛散

キ	調理器具	落下、ガラス・熱湯、油類の飛散
ク	ピアノ・楽器	移動、倒壊
ケ	書架・本	倒壊、本の落下・飛散
コ	ロッカー	倒壊

〔屋 外〕

ア	瓦、窓ガラス、外壁	落下
イ	塀、掲揚塔、電柱	倒壊、感電
ウ	バス、電車	脱線転覆
エ	踏切、歩道橋	破損、落下
オ	落下物、倒壊物、地割れ	避難路の遮断
カ	河川	堤防決壊
キ	都市ガス・水道	噴出、爆発、火災
※	(その他) 配管、配線、ガス、水道、電気の切断	

(5) 危険から身を守るための基本的な行動様式

緊急地震速報

「上から落ちてこない」「横から倒れてこない」「物が動いてこない」場所に身を寄せる。

落下物・倒壊物等から身を守る。

激しい揺れは、数分程度であり、落ち着いて揺れがおさまるまで待つ。

周囲の様子を的確に把握する。

激しい揺れがおさまったら慌てず、騒がずその場が危険でないかを判断する。

安否確認の場所に集合する。

揺れがおさまったあとは、安全を確認しながら指示のあった場所に集合し、安否確認をする。

ア 教職員が近くにいる場合の行動

	落下物・倒壊物から身を守る	周囲の様子を的確に把握する	安否確認をする
校舎内	・揺れのある間は、校舎外に飛び出さない。 ・窓際から速やかに離れる。 ・「上から落ちてこない」「横から倒れない」「物が動いてこない」場所に身を寄せる。	・教職員の指示に従う。 (教職員は出入り口のドアをすばやく開ける。)	・教室または校庭等安全な場所に集合する。
校舎外	・校舎内に入らない。 ・校舎、体育館、倉庫、遊具等から離れる。 ・「横から倒れてこない」場所に避難する。	・教職員の指示に従う。 ・地割れ、倒壊物、落下物等がないか周りの状況を把握する。	・学校で決められた場所に移動し、安否確認をする。

イ 教職員が近くにいる場合の行動

	落下物・倒壊物から身を守る	周囲の様子を的確に把握する	安全な場所へ避難
校舎内	・頭部保護のため机の下など、「上から落ちてこない」「横から倒れてこない」「物が動いてこない」場所に身を寄せる。	・周りの状況を把握する。 ・放送等の指示を待つ。 ・避難経路を思い出す。	・揺れがおさまったら、教室、校庭等安全な場所へ速やかに移動する。
校舎外	・校舎内に入らない。 ・校舎、体育館、倉庫、遊具等から離れる。 ・校庭等広い場所の中央にしゃがむ。	・放送等の指示を待つ。 ・地割れ、倒壊物、落下物等がないか周りの状況を把握する。 ・校舎内には戻らない。	・学校で決められた場所に移動する。 ・校外には絶対出ない。
遠足等	・交通機関利用時は、係員の指示に従う。	・放送等の指示を待つ。 ・施設係員の指示に従う。	・友達と協力して、指示された安全な場所に避難し、待機する。
宿泊行事	・窓際から速やかに離れる。 ・就寝時は、布団等で頭部を保護する。 (校舎内と同じ)	・放送等の指示を待つ。 ・非常口の方向を思い出す。 ・施設係員の指示に従う。	・友達と協力して安全な場所に避難し待機する。 ・避難できないときは、大声や音を出して合図する。
登下校時	・カバン等で頭部を守りながら、建物・側壁等から速やかに離れる。	・電柱、電線、屋根瓦の落下等危険がないか状況を把握する。	・「上から落ちてこない」「横から倒れてこない」「物が動いてこない」場所に身を寄せる。 ・公園等広い安全な場所に避難する。

* 平素から自分の力で適切に行動できるように指導しておくことが大切である。

* 心を落ち着かせるための方法は、「優しく声をかける」「抱き上げる」「手を握る」など、一人一人の児童の状況が異なるので、平素から把握しておくことが必要である。

Ⅱ 災害応急計画

災害発生のおそれがある場合又は災害発生時の対応について定める。

1 事前準備

災害発生のおそれがある場合、次の事項を遵守する。「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合はこれに該当する。

- ア 行事、会議、出張等中止する。
- イ 児童の避難方法、災害発生時の指導及び対応方法、保護者との連絡方法を確認する。
- ウ 災害対策本部、区教育委員会、警察署、消防署及び教職員との連絡方法の確認を行う。
- エ 勤務時間外でも常に所在を明らかにし、非常召集に直ちに応じられる態勢を確保する。

2 災害発生時の態勢（児童在校時）

災害発生時の教職員の標準的な組織及び任務は以下のとおりとする。

ア 災害発生時の任務及び組織

庶務担当（主として管理職、主事）

- ・被災状況の把握
- ・施設設備の安全確保、整備、（高架水槽バルブ締め等）
- ・区教育委員会等への被害状況の報告、連絡

児童の避難担当（主として学級担任、またはそのクラスを担当している専科教員）

- ・児童の避難誘導
- ・児童の保護者引き渡し及び保護

防火、非常持出品搬出担当

- ・非常持ち出し品の搬出（主として事務担当）
- ・防火及び初期消火（火元に近い全職員）

イ 避難要領

- ・校内放送確認
- ・児童の安全確保
- ・避難方法、経路について定める。
- ・児童及び学校に避難している区民の学校から広域避難場所への避難については、災害対策本部の指示による。

ウ 災害時の態勢

- ・被害状況を区教育委員会に報告する。
- ・区教育委員会と連絡の上、状況に応じ臨時休校の措置をとる。
- ・所属教職員を掌握し、状況に応じた態勢を整える。
- ・防火担当は、地域住民と協力し学校施設の防火に努めるとともに、可能な限り初期消火を行う。
- ・保護者への引き渡し方法について、地震については震度 5 弱以上の場合は全て保護者へ直接の引き渡しとする。電話は全て通じなくなることが予想されるので、電話、インターネット等の連絡が全て取れなくても、学校は保護者が迎えに来るまで子供たちを預かる。
- ・児童が学校活動中で地震が発生し、学校から保護者へ引き渡しとなった場合、あいキッズ職員は学校と連携し協力体制を取る。
- ・児童が学校とあいキッズの両方でそれぞれ在室している際に地震が発生し、保護者への引き渡しとなった場合は、学校とあいキッズ職員とで協力体制を取り、引き渡しに当たる。

エ 様々な場面の想定

- ・校内、校外どのような場所にいるときでも、日常の児童・生徒への安全教育によって「ものが落ちてこない、倒れてこない、動いてこない場所」への主体的な避難によって第一次の被害を逃れる。その後、担当教員はできるだけ安全と思われる第一次の避難場所へ子供たちを誘導する。

3 災害発生時の態勢（あいキッズ開室時）

災害発生時のあいキッズ職員、教職員の標準的な組織及び任務は以下のとおりとする。

ア 災害発生時の任務及び組織

責任者または副責任者

- ・被害状況及び活動状況を把握
- ・あいキッズ係（地域教育力推進課）へ被害状況等の報告、連絡
- ・学校管理職へ被害状況等の報告、連絡
- ・運営法人の危機管理本部へ被害状況等の報告、連絡

児童の避難担当（あいキッズ職員）

- ・避難経路確保（ドアや窓を開ける）
- ・児童の避難誘導
- ・児童の保護者引き渡し及び保護 ※常勤職員とともに行う
- ・非常持ち出し品の搬出
- ・防火（電源、燃料等の遮断等）

・状況によって初期消火・119番通報・傷病者の応急処置

イ 避難要領

- ・児童及び職員の安全確保
- ・避難方法、経路について定める。

＊火災の場合、発生場所や風向きにより、北側昇降口もしくは校庭側玄関から校庭に避難する。

ウ 災害時の態勢

- ・あいキッズ係（地域教育力推進課）へ被害状況等の報告をする。
- ・所属職員を掌握し、状況に応じた体制を整える。
- ・常勤職員は、施設の防火に努めるとともに、可能な限り初期消火を行う。
- ・保護者への引き渡し方法について、地震については震度5弱以上の場合は全て保護者への直接引き渡しとする。保護者が児童の引き取りが困難な場合は、引き取りに来るまであいキッズで児童を保護する。
- ・放課後、児童があいキッズ在室中に地震が発生し、保護者へ引き渡しとなった場合、学校はあいキッズと連携し、引き渡しの協力体制を取る。
- ・児童が学校とあいキッズの両方でそれぞれ在室している際に地震が発生し、保護者への引き渡しとなった場合は、学校とあいキッズ職員とで協力体制を取り、引き渡しに当たる。

エ 様々な場面の想定

- ・学校長の指示により、火災発生等で校舎や校庭にとどまることが危険な場合は、第三次避難場所として平和公園へ移動する。

Ⅲ 応急教育計画

1 授業再開への対応

災害発生後、すみやかに教育活動を再開するために、災害復旧時の態勢について定める。

- (1) 校長は、所属職員を掌握する。
- (2) 教育活動再開のための施設設備の安全点検及び整備を行う。
- (3) 教職員は、教育活動再開のため、できるだけすみやかに避難所運営を区職員に引き継ぐようにする
- (4) 教育活動再開に必要な教室を確保するため、可能限り避難者は教室等から体育館へ移動してもらう。
- (5) 連絡方法を整備し、伝達・指示等を教職員、児童・保護者に徹底する。
- (6) 児童の安否を確認し、児童の疎開先や被害状況をまとめた状況一覧表を作成する。
- (7) 被災した児童のうち、学校に収容する必要がある児童については、学校にて収容し指導する。
- (8) 災害により在家に被害を受け、学用品等を消失または棄損し、就学上支障のある児童は、被害の実情に応じて教科書・教材・学用品等及び通学用品を区または、都が支給するので協力する。
 - ・給付対象者を把握する。
 - ・給付対象者を区教育委員会に報告する。
 - ・給付対象者への教科書・教材・学用品等の配付をする。
- (9) 教育活動の再開
 - ・児童の登下校も含めた安全を確保するとともに、区教育委員会と連絡をとり、教育活動を再開する。
 - ・再開の時期については、できるだけ早めに保護者に通知し協力を依頼する。
 - ・教育活動再開にあたっては、安全教育及び生活指導に十分に留意する。
 - ・避難者への児童のボランティア活動については、職員で共通理解しながら進める。
- (10) 疎開している児童の実情を的確に把握し、地域ごとに実情の把握に努める。また、必要に応じて避難先への訪問等についても配慮する。
- (11) 学校施設が使用できない場合は、区教育委員会と連絡をとり、他の施設等の確保に努める。
- (12) 平常授業の再開
 - ・区教育委員会と緊密な連絡をとり、平常授業を再開する。再開にあたっては、その時期等について早目に保護者に知らせ協力を依頼する。

2 授業再開に向けた対応の実際（授業の再開に向けた学校の対応）

	児童管理の実際	教育活動の内容
災害直後	①児童の安否の確認 ・他の避難所にいる児童の確認 ・死亡、重傷児童の確認 ・親類の家等にいる児童の把握 ②保護者への引き渡し ③余震対策 〔区教育委員会への報告〕	①教育活動再開のための計画案作成 〔区教育委員会への報告〕
一週目	①地域の巡回・家庭訪問の実施 ②授業再開に向けた準備 ・教科書・学用品・教材・教具等の確保及び整備 ・補助者の確保と依頼 ・他の避難場所の避難児童の把握と取り扱い 〔区教育委員会への報告〕	①授業の再開 ・指導者の確保及び役割分担 ・教材、教具の整備 ・補助者の配置 ②学校の教育活動の再開 ・近隣校との連絡調整 〔区教育委員会への報告〕
二週目	①児童の所在、家族、健康状態等の把握及び確認 ②児童の避難状況等の一覧表の作成 ③避難児童の転出先の把握及び連絡方法の整備 〔区教育委員会への報告〕	①教科書、学用品等の整備と配付 ②緊急予算の執行依頼 ③学校給食の再開にむけての準備 ・簡易給食 ・完全給食 ④今後の教育計画の見直し ⑤心のケア対策 〔区教育委員会への報告〕
三週目	①避難児童及び家族との連絡 〔区教育委員会への報告〕	①未習の学習内容に対する方策 〔区教育委員会への報告〕
以降	①登校状況の把握 〔区教育委員会への報告〕	①学習の遅れに対する個別の方策 〔区教育委員会への報告〕
備考		

○避難所運営計画

IV 避難所計画

1 避難所の構成と役割

- ①避難所には避難所長と副所長を置く。
- ②避難所は学校防災連絡会メンバーと連携し、避難施設対策本部を設置する。
学校教職員（校長、副校長、教員、職員）、危機管理室職員、避難所隊（班）区職員、町会長・自治会長及び防災担当者（上板一、上板二、上板三、東新町一、南常盤台二、サンライト）、近隣協力員、建設関連事業者、板橋消防団第6分団、あいキッズ職員代表、PTA代表（役員）
- ③避難所は、区防災対策本部と学校設置者である教育委員会と連携する。
- ④避難所は、職員初動態勢、立入禁止区域指定、日誌、名簿の作成 防災無線・インターネット他による情報収集を行う。

2 各部の業務（案）

	担当分野	災害発生時	平常時
連絡 指揮部	避難所組織 避難所開設	総務 避難所との対応 学校外諸機関との連絡	避難所運営計画策定 管理、点検、連絡等
救護部	医療活動	医薬品管理 医療活動・消毒 活動 要配慮者への対応	医薬品・救護用具の確認・整備 負傷者・病人の救護方法の確立
防火 対策部	消火活動	清掃・ゴミ・トイレ指導 消火活動	消火栓・消火器の整備・確認 消火訓練 動物への対応
給食部	食料配付 飲料水確保	食料配付・管理 飲料水他 水対策 給食・調理	給食物資の保管・管理 水道の元栓確認 水の確保と方法
児童部	児童保護	保護者に引き渡し確認 児童保護と状況把握	引き渡し訓練及び準備 人員の確認
広報部	情報確認等	状況把握 名簿作成 広報	名簿作成計画 広報計画
物資部	救援物資対応	救援物資配付 物資購入 倉庫管理	重要書類の搬出方法と保管確認 教職員の宿泊用具の確保
安全 対策部	危険箇所確認	危険箇所の確認 校内整備 計画	ガスの元栓・電気ブレーカーの確認・安全点検 危険物・薬品の調査

3 災害発生にかかわる学校の対応（初期対応）

	地 域	学 校	◎留意点 ※問題点
地震発生 時 分	○建物倒壊 ○火災・倒壊 ○ガス閉管 ○電気停電 ○水道管破裂 ○被災者救出一近隣 ○消火活動開始一近隣 ○近隣協力員が学校の鍵を持参し学校へ向かう。 - 近隣協力員 - 越智協力員 - 田中協力員 - 篠協力員	○非常ベル ○校舎亀裂 ○ガス、停電、水道管破裂 ○高架水槽倒壊 ○校舎内戸棚他倒壊、戸棚ガラス散乱窓ガラス破損に対応する。 ・門扉を開ける。 ・校庭避難を受け入れる。 ・体育館と校舎は、建築業者が安全確認をし、学校管理職（不在の場合は避難所長）が判断するまで入らない。 ・人命救助にかかわる道具は防災備蓄倉庫にある。 ・備蓄品の配布は対策本部が行う。 ・機械警備の対応はセコムまたは学校関係者が行う。	※学校の状況が分からないが、すぐ対応できる人が必要。 ※ガスは自動的に止まる。 ※電気、水道は破損状況により、元を止める必要がある。 ◎ガラス破損状況により、土足で入室。 ※誰が一番早く来られるかにより開錠が異なる。
時 分	○避難施設対策本部開設 ○避難者の受け入れ ○地域消火活動(消防車) ○地域救助活動(救急車) ○避難者校庭に集合 ・町会ごとに集合	○避難場所の区分 ・校庭（第1避難場所）安全確認後 ・体育館（第2）校舎（第3） ・校舎2F理科室（避難所本部） ・体育館1Fミーティング室（車椅子等、要支援者の避難スペース） ・校舎1Fランチャーム（感染症状がある人） ○震度5弱以上の地震の場合、子供を下校させず、保護者への引き渡しを行う。電話が不通になり、電車も止	◎校舎や体育館の被災状況により異なる。 ◎理科室、ミーティング室、ランチャームの鍵は校舎1F主事室にある。 ◎学校管理室（別記）は避難所として開放しない。

		まることが予想される。一晩中、保護者と連絡がとれない残留児童へのメンタルケアと、食料の確保に留意する。	
--	--	---	--

○安全確認後の校舎内開放の順位

- ①体育館（校舎 2F 理科室を本部とする。ロビーは、受付等に利用する。）
 （2F アリーナの一角や 1F ミーティングルームの一角を利用して医療活動室、災害弱者室、授乳室を作る。）

校舎 1F ランチルーム（多目的室）は、感染症状がある人の対応場所とする。

- ②校舎 1F…1 年教室、低学年算数教室※

保健室は医療活動室として利用する場合がある。

- ③校舎 2F…2 年 3 年教室、図書室、低学年算数教室※

- ④校舎 3F…4 年 5 年 6 年教室

※クラス編成によって設置階が変更になる。

○学校管理室は立ち入り禁止区域とする。

校長室、職員室、※保健室、主事室、給食室、図工室、家庭科室、教育相談室、防災倉庫
 放送室、印刷室、郷土資料室、校具室、パソコン室、音楽室、特別支援教室

○対応の時系列として考えられること

	避難所	◎留意点 ※問題点
時 分	○避難施設対策本部設置 ・建築物被害状況を担当者によって確認。安全が確認されてから建物に入る。 ・避難所名簿カードを用意する。記入後、避難所名簿作成。（50 音順、住所別、避難部屋別、生活班別） ・各対策部設置。（責任者決定） ・各対策部スタッフ編成。 ・部屋別生活班編成と班長選出。（避難者より推薦） ・電気・水道・ガス確保状況確認。 ・町会対策本部との連絡。 ・避難者受付業務開始。（受付機の用意） ・町会担当者により、体育館へ避難者の受け入れ宿泊準備。 ・二次災害避難体制確認。 ・特設電話の開設 掲示板の設置。 必要品 ・腕章（学校職員、区職員、町会対策部、ボランティア）4 色 各 20 枚位 ・避難所名簿 20 枚（入口にて記入） ・メガホン ・事務用品	◎名簿は、パソコンで作成して 4 種（左記）に分けられるとよい。 ※対策各部のスタッフの選出 ※町会対策本部との連絡方法 （携帯電話は使用可能か。）
時 分	○宿泊準備 ・毛布配付 ・二次災害避難体制確認 ・その他（生活必需品） 放送・連絡用品確認 ・校内放送 ・ハンドマイク ・トランシーバー ・防災無線 ・携帯電話（番号確認）	
時 分	○避難施設対策本部会議 校長、副校長、避難所住民代表（町会副本部長）、避難所内各対策部長	
時 分	○避難施設班長会議（生活班長会議） ・各種連絡 ・約束取決め ・注意確認	
随 時	○要配慮者への対応 ・高齢者、身体障がい者、妊婦、傷病人への配慮（利用場所、連絡方法、優先順位等）	

4 災害発生にかかわる学校の対応〔長期対応〕

学校職員の管理 ○安否の確認

○役割分担

・児童管理 ・施設 ・渉外 ・教育活動
・生活面の援助及び生活指導 ・保健衛生

○動静シフト策定

・衣食住の確認 ・非常時勤務体制の確認
・宿直体制の確立

○防災対策本部設置 〔避難所対策本部〕

	救護活動の協力		授業の実施	
	生活面の援助	施設等の管理	児童の安全管理	教育活動
災害発生直後	○避難者の受入れ及び居住区割当て ○生活用品の確保及び分配 ○区防災部及び地域防災部との連携 ・施設状況の報告 ・救援物資の依頼 ・死者、重傷者の扱い ○近隣校との情報交換 ○区及び地域町会との施設共同管理 ○自治組織の編成 ○伝言板の設置 ○調理場設置 ○区教委への状況報告	○施設の点検 ○余震対策 ○避難場所の提供 ○提供施設の決定 ○立入り禁止区域の指定 ○災害用備品の整備 ○高置水槽バルブ締め ○救援物資の保管場所の決定と確保 ○避難生活のための応急への協力 ・トイレ・シャワー ・テント・電話 ・洗濯機・乾燥機等 ○ライフラインの確保 ・電気・水道・ガス ○区教委への状況報告	○安否の確認 ・他の避難所にいる在籍児童 ・死亡、重傷児童の把握 ○保護者への引渡し ○余震対策 ○区教委への状況報告	○教育活動継続の計画立案 ○区教委への状況報告
一週目	○避難者名簿の作成 ○避難生活のルール確立 ○保健衛生の整備（情報） ○救援物資の手配、保管、分配 ○避難住民による代表者会の運営 ○区防災部への避難民の生活改善要望 ○他校への応援、他校からの応援の受入れ	○施設の自主点検 ○消防の自主点検	○地域の巡回及び家庭訪問 ○教育活動再開への応急的な対策 ・教材等の確保 ・補助者の確保 ・他の避難所の在籍児童への対応 ○区教委への状況報告	○教育活動の応急的な再開 ・教師の確保 ・教師の分掌 ・教材等の整備 ・補助者の確保 ○本格的な学校再開のための環境整備 ・近隣校との連携 ○区教委への状況報告
二週目	○避難者の去就確認 ○学校給食の再開 ○区防災部への情報提供 ・医師団の受入れ ・合同葬儀の企画運営 ○外部ボランティアとの連絡、調整 ○全国の支援団体及び個人との連携 ○緊急予算の執行依頼 ○仮設住宅の設置工事	○施設の点検 ○危険な破損個所の撤去 ○施設改善計画策定依頼 ○仮設教室建設の依頼 ○区教委への状況報告	○児童の所在、家族の健康等状況の確認と一覧表作成 ○疎開児童の転出先の確認と連絡方法の整備 ○区教委への状況報告	○教科書配布と学用品受入れ整備 ○緊急予算の執行依頼 ○学校給食の再開 ・簡易給食 ・完全給食 ○教育計画の見直し ○心のケア対策 ○区教委への状況報告
三週目	○避難者の去就確認 ○心のケア対策 ○外部ボランティア受入れ	○施設の点検 ○区教委への状況報告	○疎開児童及び家族との連絡 ○区教委への状況報告	○未習の学習内容に対する対策 ○区教委への状況報告